

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平和記念公園鼻専門クリニック	広島市中区紙屋町二丁目二番六号 七、八階	令和 七・八・一
かりゆし在宅クリニック	広島市安佐南区伴東三丁目一四番三七号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
歯のクリニック 東広島 歯科・矯正歯科	東広島市西条町寺家三二二八―二	令和七・八・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
蔵本薬局 中筋店	広島市安佐南区中筋二丁目五番二〇号中田ビル二〇二	令和 七・八・一
ありす薬局 本郷店	三原市本郷南五丁目一九一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 七 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
広島駅南口薬局	広島市南区猿猴橋町二番一号	令和 七・七・一
ふれあい薬局五月が丘店	広島市佐伯区五月が丘五丁目二〇番八号	〃
スモモ薬局	福山市御門町三丁目八番八号	〃